

レンタカーを活用した周遊観光促進事業補助金交付要綱

1. 趣旨

この要綱は、一般社団法人新見市観光協会（以下「観光協会」という。）が実施するレンタカーを活用した周遊観光促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、必要な事項を定める。

2. 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) レンタカー事業者

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 80 条の規定による許可を受け、業として自家用自動車を有償で貸し渡す者

(2) レンタカー

レンタカー事業者が貸し出す自家用自動車

(3) 割引対象車種

道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第 1 に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車

3. 目的

本補助金は、新見市内の観光を目的にレンタカーを利用した場合に、利用料金の低廉化（割引）を行ったレンタカー事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、市内の周遊性を向上と観光客の増加を図ることを目的とする。

4. 補助対象事業者

新見市内に事業所を有するレンタカー事業者のうち、観光協会に本補助金の対象事業者として登録を行った事業者とする。

5. 補助対象要件

次の要件を全て満たすレンタカー利用に対して、利用料金の低廉化（割引）を行った場合に補助対象とする。

(1) 新見市内を出発し、かつ到着するレンタカー利用であること。

(2) 新見市内の有料観光施設を 1 箇所以上訪れ、かつ、市内飲食店を 1 箇所以上利用していること。

(3) レンタカー利用に対するアンケート調査に回答していること。

6. 補助対象期間

令和 7 年 7 月 19 日から令和 7 年 10 月 31 日利用分までとする。

7. 補助金額

補助金の額は、レンタカー 1 台当たり 2,000 円とする。なお、新見市内の宿泊施設に宿泊した場合は、1 台当たり 3,000 円とする。

ただし、利用料金が補助額に満たない場合は実費とする。

8. 交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、レンタカー利用助成を実施した月の翌月14日以内に補助金交付申請書（様式第3号）に必要書類を添えて、観光協会に提出しなければならない。

9. 補助金の交付決定及び確定

観光協会は、8の規定により補助金の交付申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

10. 補助金の交付

観光協会は9の規定により補助金の額を確定したときは、申請者からの補助金請求書（様式第5号）による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

11. 交付の取り消し

観光協会は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) その他不正の行為があると認められたとき。

12. 補助金の返還

観光協会は、11の規定により、交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。